【医学的適応】胚の凍結保存についての当院の規定【同意書-02-011(1 版 2020 年 8 月)】

(1) 胚の凍結保存期間・料金

□ ①胚の凍結保存期間は、凍結日から 2 年間です。
また、この間の凍結保存の料金は当院の料金表に準じます(詳しくは最新の料金表をご参照下さい)。

□ ②凍結保存胚の融解を申し入れた日が、凍結保存期間中であっても、融解を行う日が凍結期間満了日を 1 日でも過ぎる場合、1 年分の凍結保存継続管理料が発生します。

(2) 患者様から当院への連絡義務

※当院から患者様へ保存期間満了についての連絡義務はありません。

□ ①凍結保存期間満了日の 3ヶ月前から 1ヶ月前までの間に、保存期間を延長するか、廃棄するかを、当院へ連絡し、胚の凍結保存時の請求書と同時にお渡しする「【医学的適応】凍結保存　胚　保存期間延長および廃棄の同意書」(以下書類とする)に署名し、当院へ提出して下さい。
もし、凍結保存期間内に連絡がない場合は、保存期間延長の意思がなく胚の所有権を放棄したものとみなし、当院は当該保存胚を廃棄します。

□ ②連絡先(住所や電話番号)が変更になる場合は、変更後 1ヶ月以内に当院へ連絡して下さい。

□ ③離婚した場合や夫婦のいずれかが死亡した場合は、1 ヶ月以内に当院へ連絡し、廃棄の手続(書類に署名して当院へ提出)を行って下さい。
これは、日本産科婦人科学会の会告「胚の凍結保存期間は、夫婦として継続している期間である」に従うものです。 この場合、胚の所有権は当院に帰属し、胚は廃棄します(胚移植法は実施できません)。

□ ④夫婦のいずれかが行方不明になった場合は、1ヶ月以内に当院へ連絡して下さい。 この間の胚の所有権はもう一方の配偶者に帰属します。しかし、行方不明の間は、夫婦双方の意思が確認できないため、胚移植法は実施できません。

□ ⑤郵送にて書類を提出する場合、郵送時に何らかの事故が生じ、当院へ届かない場合は当院が責任を負うことはできません(必要に応じ、書留等をご利用下さい)。

(3) 胚の凍結保存期間の延長をする場合

□ ①凍結保存期間の延長を希望する場合は、保存期間満了日の 3ヶ月前から 1ヶ月前までの間に書類に署名し、当院へ提出して下さい。3ヶ月より前の書類の受付はしておりません。当院で書類受領後、後日、凍結保存継続管理料の請求書をお渡しします。凍結保存継続管理料は当院の料金表に準じます(詳しくは最新の料金表をご参照下さい)。

□ ②支払は、請求書発行日から 20 日以内に行って下さい。ただし、凍結保存期間満了日以降に融解(解凍)-胚移植法等の治療を行う場合は、治療開始の予約をする日までに支払を行って下さい。支払後、凍結保存期間満了日より 1 年間、凍結保存期間が延長されます。支払期限内に支払がない場合は、当該保存胚を廃棄しますが、支払の義務は残ります。

□ ③凍結保存期間延長の手続を行う際に、妻が生殖年齢(当院では 50 歳)を超えた場合は、保存期間延長の手続は行えません。

□ ④凍結保存期間中に、本規定が変更になった場合(凍結保存継続管理料の増減や保存期間の変更等)、変更直後の延長手続時から、変更された最新の規定が適用になります。

(4) 胚の凍結保存期間を延長せずに廃棄を希望する場合

□ ①凍結保存期間の延長をせずに廃棄を希望する場合は、原則、保存期間満了日の 3ヶ月前から 1ヶ月前までの間に書類に署名し、当院へ提出して下さい。ただし、廃棄を希望する場合に限り、3ヶ月より前の書類の受付もしております。当院で書類受領後、廃棄を行います。

(5) 凍結保存胚の融解-胚移植法を希望する場合

□ ①凍結保存胚の融解-胚移植法の治療を希望する場合は、原疾患主治医の許可を書面により得た上で「【医学的適応】凍結保存胚の融解(解凍)-胚移植法の同意書」に署名し、当院へ提出して下さい。

□ ②夫婦のいずれかでも凍結保存継続管理料等の未払がある場合は、治療開始の予約ができません。また、支払を行い、治療を開始した場合でも、治療中に新たに未払が発生した場合は、治療を継続することができません。

(6) 当院の閉院等で胚の凍結保存が継続できなくなる場合

□ ①閉院等で治療が行えなくなった場合は、原則として事前に連絡し、ご希望に応じて他院へ凍結保存胚を移送する手続を行う等、できる限りの範囲で対応しますが、移送先の施設は、患者様ご自身で探して頂きます。

□ ②やむを得ない何らかの理由(医師の急死や感染症の蔓延等)で、突然閉院になった場合や、不慮の事故や災害(天災、火災等)が起こった場合、やむを得ず凍結保存の継続ができなくなる場合があります。

施設責任者　セキールレディースクリニック　院長　関　守利